平成２１年（フ）第１５９６号
埼玉県川口市元郷４丁目15番20号　貝瀬ハイツ202号
債務者　古川　道男
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４７号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字柳生2061番地３レイクヒル弐番館206号
債務者　野中　元樹
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
埼玉県越谷市大字増林2660番地
債務者　須賀　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
埼玉県狭山市富士見２丁目22番33号　富士見住総ハイツ101
債務者　大黒　　勝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７３３号
埼玉県川越市大字藤間910番地32
債務者　吉田開光こと　康　　開光
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４４号
埼玉県所沢市けやき台１丁目36番地の１キャッスルノムラ301
債務者　阿部　裕次
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５３６号
埼玉県熊谷市肥塚938番地　肥塚団地３号棟301号
債務者　黒田　歩美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６５号
静岡県三島市新谷145番地　レオドールムトウ201
債務者　佐藤　久美（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４８号
静岡県掛川市上西郷450番地の１　ＳＥＬＥＮＯⅡ　201号室
債務者　柳　　明人
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第２９４２号
横浜市中区本牧間門１番16―206号
債務者　我妻　幹男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
新潟県佐渡市吉井本郷748番地３
債務者　渡辺　岳人
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１７７号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営自由ヶ丘団地Ａ棟501号、前住所静岡県富士市五貫島74番地の１
債務者　佐野　竜介
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１７８号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営自由ヶ丘団地Ａ棟501号、前住所静岡県富士市五貫島74番地の１
債務者　佐野　瑠美（旧姓小長井）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８６１０号
大阪市旭区生江２丁目12番４号　メイゾン城北３階Ｅ号室、住民票上の住所大阪市東成区東今里２丁目１番28―203号
債務者　森田　大三
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１６号
大阪市西成区松２丁目５番15号　斎藤文化１階
債務者　鈴木　　修
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２７号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目５番15号
債務者　溝川　由香
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部